

第 99 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:2022 年 12 月 23 日(金)13 時 00 分～14 時 10 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:菅原委員長、井岡委員、大沼委員、佐々木委員、高岡委員、村上(進)委員、村上(千)委員、山田委員 以上 8 名
その他 経済産業省・環境省担当官、公益財団法人自動車リサイクル促進センター一役職員が出席
4. 議題:①2022 年度第 2 四半期の概況【報告事項】
②2022 年度第 2 四半期の決算報告【報告事項】
③2022 年度第 2 四半期の運用実績【報告事項】
④不法投棄・不適正保管対策に関する試行的財政支援拡充事業の実績・成果【報告事項】
⑤ユーザー理解活動の取組状況【報告事項】

5. 議事録

(1)議題①について

2022 年第 2 四半期の概況について、事務局から資料「第 99 回 資金管理業務諮問委員会」の 3～6 ページにて報告した。

<主な意見>

【委員A】

日銀の金融緩和政策による国債金利の上昇は、JARCにどのような影響を与えるのか。

【事務局】

JARCの債券運用は満期保有を前提としていることから、国債金利が上昇すれば新規に取得する債券の利回りが上昇し、運用益が増加する。運用益は、自動車メーカーに預託金を払い渡す際には、利息として預託金(元本)に加えて払い渡すことになるが、メーカーに払渡す利息が増加すればするほど、自動車ユーザーが負担するリサイクル料金が減少する可能性が高くなる。

また、国債金利が上昇すると保有する債券の価格が下落して含み損が発生する場合があるが、JARCの債券運用は満期保有を前提としているため、含み損が発生した場合の実質的な影響は無い。従って国債金利が上昇することについてのデメリットは殆ど考えられない。

【委員B】

国債金利の上昇についてはJARCとしてのデメリットはないが、強いて言うなら国の借金が增大することから、カントリーリスクが高まるという懸念点はある。

金利動向に関する補足の説明をすると、日銀が長期金利の変動幅を拡大したことで、暫

くの間は0.50%を上限に推移すると考える。その先の動向はインフレの状況次第であり、また、日銀総裁の交代により政策の変更も考えられるが、それまでは様子見となると想定される。現時点において、JARCの運用方針を変更する必要はないと考える。

(2) 議題②について

2022年度第2四半期の決算報告について、事務局から同資料の7～18ページにて報告した。

<主な意見>

なし

(3) 議題③について

2022年度第2四半期の運用実績について、事務局から同資料の19～24ページにて報告した。

<主な意見>

【委員C】

第2四半期において取得した地方債(ESG債)の中には、格付けを取得していないものが散見される。JARCの運用ルールでは、地方債は格付けを取得していなくても問題ないとの認識ではあるが、今後、より多くの地方債(ESG債)が発行されていくなかでの地方債(ESG債)の取得方針をお聞きしたい。

【事務局】

第86回資金管理業務諮問委員会(2019年9月20日)においてご確認して頂いた内容となるが、JARCでは地方債を取得したとしてもクレジットリスクは増加しないと整理した。地方債は国債と同等の信用力があるという位置付けとしているため、債券を発行する自治体が格付けを取得していなくても、実務上、特に問題はない。

今後、複数の地方債(ESG債)が取得の選択肢に挙げられた場合などにおいては、資金使途の内容から選択することを考えている。資金管理業務諮問委員会の場においても、必要に応じて、ご相談させていただきたい。

【委員B】

地方債の利回りは国債の利回りに準じており、償還までの期間が同じ国債と地方債は同等の利回りとなっている。また、仮にリスクのある地方債が発行される場合は、利回りが相場から逸脱するが、現時点においては、そのような懸念のある自治体はないので大丈夫である。

(4) 議題④について

不法投棄・不適正保管対策に関する試行的財政支援拡充事業の実績・成果について、事務局から同資料の26～29ページにて報告した。

<主な意見>

【委員D】

29ページで、全国の自治体にモデル事業を展開する際に金属相場が高水準の時期に処理を推奨するのは良い事であるが、金属相場が低水準の時は処理を放置することに繋がりがねないので、説明の際は伝え方に注意した方が良いと考える。

【委員E】

土地と金属の売却により処理費用を賄えたとのことだが、金額の比率はどの程度だったか。また、不法投棄監視支援システムは現在どこか他の自治体は使用しているか。

【事務局】

土地や金属の売却金額の内訳については、破産管財人から明かされていない。不法投棄監視支援システムについては青森県が運営をしており、他の自治体も使用できる仕様となっているが、現状では使用を希望する自治体はない。引き続き他の自治体にも推奨していきたい。

【委員C】

不法投棄監視支援システムの導入は、費用面で自治体に負担ではないのか。

【事務局】

システムの使用料の分、ランニングコストは発生するが、その分業務を効率化できたり、積極的な取り組みを県民にアナウンスできたりするという効果は高い。

【委員F】

不法投棄監視支援システムを、家電の不法投棄にも活用してほしい。

【事務局】

不法投棄の監視対象には当然家電も含まれており、車に限定していないことから、幅広く活用することが可能である。

【経済産業省】

本事案を他の自治体の大規模案件にも活用して頂くことを期待したい。

【環境省】

不法投棄・不適正保管対策については環境省も引き続き連携していきたい。

(5)議題⑤について

ユーザー理解活動の取組状況について、広報・理解活動推進部から別冊「(報告)ユーザー理解活動の取組状況」にて報告した。

<主な意見>

【委員C】

小学校のカリキュラムに組み入れたり、若者を意識したSNSを活用したり、様々な工夫をしているのでこちらも勉強になる。

以上